

公売公告				
第 1 号 令和 7年10月 3日 長崎県県央振興局長				
国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。				
公売財産			公売保証金	見積価額
売却区分	名称・性質・所在・地上権等の内容その他	数量		
1	軽自動車1台 登録番号 長崎480そ418 車名 三菱 型式 GBD-U62T 車台番号 U62T-1112549 原動機型式 3G83	1	8,000円	79,900円
公売方法		競り売り		
公売日時	入札	公売参加申込期間 : 令和 7年10月 3日午後 1時から令和 7年10月21日午後11時まで 入札期間 : 令和 7年10月28日午後 1時から令和 7年10月30日午後11時まで		
	開札	令和 7年10月31日 午前10時		
公売場所		紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する「KSI官公庁オークション」サイト上 https://kankocho.jp/		
売却決定	日時	令和 7年10月31日 午前10時	場所	長崎県県央振興局税務部
代金納付期限	令和 7年11月 7日 午後 2時30分			
買受人についての資格その他要件	国税徴収法第92条及び同法108条に該当する者は公売に参加できない。その他参加条件は「長崎県インターネット公売ガイドライン」を参照。			
その他	別紙 「「その他」欄の記載事項」のとおり			
配当を受けることができる者の権利内容の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当振興局に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、当振興局に用意してあります。				

(別紙)「その他」欄の記載事項

「長崎県インターネット公売ガイドライン」

(<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/06/1685942681.pdf>)

- 1 公売財産のせり売りによる公売で、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 2 公売保証金の納付後でなければ、入札することはできません。
- 3 入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入力価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできません。
- 4 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは、公売を中止します。
- 5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- 6 二人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。
- 7 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 8 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合、公売保証金は県に帰属します。
- 9 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付があったときとします。なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産については、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。
- 10 県は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 11 紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する「KSI 官公庁オークション」の不具合等により公売を中止することがあります。
- 12 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、長崎県は何ら補償しません。
- 13 公売物件にかかる下見会を以下のとおり開催します。

○日時 令和7年10月15日（水） 13時～15時

○場所 大村市内

※下見を希望される方は前日の午前中までに県央振興局税務部納税課までご連絡ください。

連絡先 : 0957-22-1032